



# がつ ぎょうじよてい 3月の行事予定



にちようび 日曜日	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日	とようび 土曜日
1	2 ・曲碁 ・周辺地域巡回 事業	3 ・卓球	4 ・曲碁	5 ・貯筋体操 ・パソコン	6 ・卓球 ・曲碁	7
8	9 ・曲碁	10 ・卓球 ・各種相談日	11 ・曲碁	12 ・ふれあい喫茶 ・パソコン	13 ・卓球 ・曲碁	14
15	16 ・曲碁	17 ・卓球	18 ・曲碁	19 ・貯筋体操 ・パソコン	20 春分の白	21
22	23 ・曲碁	24 ・卓球	25 ・曲碁	26 ・貯筋体操 ・パソコン	27 ・卓球 ・曲碁	28
29	30 ・曲碁	31 ・卓球				

あ さ ひ ぶ ん か か い か ん  
**朝日文化会館**  
か い か ん

あさひぶんかいかんれんらくさき  
朝日文化会館連絡先  
じゅうしょ しこくちゅうおうししまあさひ ちょうめ ばん ごう  
住所：四国中央市三島朝日3丁目5番30号  
TEL：0896-28-6070  
FAX：0896-28-6104

# 会館だより

だい ごう ねん がつごう  
第516号8年3月号



あさひぶんかいかんじんけん  
朝日文化会館人権フェアで  
こうえんかい おおすしざいじゅう れき  
の講演会。大洲市在住の歴  
しみんぞくけんきゅうしゃ こうとうたかひと  
史民俗研究者 五藤孝人さ  
んに、「知ることから始め  
よう」と題したご講演をい  
ただきました。

み ぶ しら  
見て、触れて、調  
べて、正しく理解  
することが大切だ  
よ。

## 【お知らせ】

- ふれあい喫茶 (今日は 12日 木曜日) 予約締め切りは3月10日まで。
- 各種相談日 3月10日 (火) 10:00~  
じんけんそうだん せいかつそうだん こま  
人権相談、生活相談、困っていること、何でも話 に来てください。
- 周辺地域巡回事業 3月2日 (月) 15:30~



あさひぶんかいかんじんけん こうえんかい  
朝日文化会館人権フェア講演会

れいわ ねん がつ にち きん かいさい じんけん こうえんかい おお すしざいじゅう れき  
令和8年1月30日(金)に開催しました人権フェア講演会で、大洲市在住の歴  
し むんぞくけんきゅうしゃ ことうたかひと し はじ えんだい こうえん  
史民俗研究者、五藤孝人さんから「知ることから始めよう」の演題でご講演をい  
ただきました。

ことう しょうがっこうきょういん ざいしよくきかんちゅう どうわきょういく すいしん かいほう こ かい  
五藤さんは小学校教員としての在職期間中、同和教育の推進と解放子ども会  
ぜんめんてき みなお かいぜん つと こ ほんかくてき ぶらくし ほ お  
の全面的な見直し・改善に努められました。その後、本格的な部落史の掘り起こし  
ひつようせい かん げんち ちよくせつおもむ けんきゅう つづ こうえんかい  
の必要性を感じ、現地に直接赴きながら研究を続けられています。講演会で  
ことう おも ま す ことば つた じんけんもんだい  
は、五藤さんの想いを真っ直ぐな言葉で伝えていただきました。そして、人権問題  
そとがわ み のではなく、なか と こ うちがわ じぶん め み  
について、外側から見るのではなく、その中に飛び込んで、内側から自分の目で  
たいせつ わたし かん  
見る大切さを私は感じました。

たとえば、「人権問題は、今後どんどん増える。」と聞いて、あなたはどのよう  
じんけんもんだい こんご ふ える。と き  
に思われますか？これは、外側から見るとマイナスイメージになってしまいます。  
おも  
しかし、うちがわ み じんけんいしき たか いま きづ  
しかし、内側から見ると、みんなの人権意識が高まっていくことで、今まで気付く  
ことのできなかつた問題に気付くことができるようになったと、プラスの感情と  
もんだい きづ  
して捉えることができます。これは、世の中で多くを占める多数派の人たちが、も  
とら  
しかしたら生きづらさを感じているかもしれない少数派の人たちの思いに寄り添う  
い かん しょうすうは ひと おも よ そ  
きっかけとなる視点です。私自身、これまで「気付く」ことができるという思い  
してん わたしじしん きづ  
を大切にしてきたつもりでしたが、まだまだ足りていないと痛感しました。

また、じどう せいと わ つか つぎ ことば いんしょう のこ  
また、児童・生徒へ分かりやすく伝えるというところで次の言葉が印象に残り  
ました。

- 「いじめ」は「虐め」であり、人を馬鹿にすること
- 「〇〇ハラスメント」は、人に嫌がらせをすること
- 「差別」は**犯罪**であること

これらはすべて人として恥ずかしいこと

いじ とら つめ  
「虐め」は、虎の爪でひっ  
かかれて殺されてしまうと  
こ  
いう恐ろしい意味だよ。



たいせつ おも  
いのちの大切さを思う



はくしにはもど  
白紙には戻らないよ

これまで、たくさんの講演会や研修会など、さまざまな学習の場に参加させてもら  
こうえんかい けんしゅうかい さまざま がくしゅう ば さんか  
いでしたが、きょうつう まな たいせつ おも  
いまして、共通して学んでいることは「いのちの大切さ」だと思います。そし  
まな かせ い なか わたし げんじつ しゃかい いわ かん おほ  
て学びを重ねて行く中で私は、現実の社会に違和感を覚えるようになってしまし  
た。

それは、ひと きず しょうがいざい がいとう  
それは、「人を傷つけることは傷害罪に該当する。でも、いじめやハラスメン  
さべつなど みちか ひと きず にんしき ひく  
ト、差別等は身近なところにあるからこそ、人を傷つけているという認識が低くな  
っているのではないか。」ということです。

そこでしょうがいざい しら けいほうだい じょう ひと しんたい  
そこで傷害罪について調べてみました。すると、刑法第204条に「人の身体  
しょうがい もの ねん い か こうきんけいまた まんえん い か ばっきん しょ  
を傷害した者は、15年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。」との  
じょうぶん しょうぶん かいしゃく せいしん こころ ふく  
条文があり、この「身体」についての解釈は、精神や心も含まれるということ  
わ  
が分かりました。

そもそもほうりつ もんだい  
そもそも「法律があるから」という問題ではありませんが、鋭利な刃物で人を傷  
つけるとはしょうがいざい がいとう つめ たいど すると ことば きょうき  
つけることは傷害罪に該当します。そして冷たい態度や鋭い言葉もまた、凶器  
になり得るといふことです。その凶器となり得るものは、だれ こころ なか も  
います。だからこそ、それを危険だと気づき、自分で止めることのできる力が必  
ちから ひつ  
要になるのです。

こころ ひと いのち み たが ささ よ  
心は、その人の命そのものです。見えないものだからこそ、互いに支え、寄り  
そ わたし おも こころ きず き きおく のこ つづ なんと  
添うべきものだと思えます。心の傷は消えることなく記憶に残り続け、何度  
でもよみがえります。「そんなつもりはなかった。」で済まされるものではありません。  
す  
せん。どうか、人を傷つける側の人間にだけは、絶対にならないでください。

せんじつわたし はなし なか きず こころ いちまい しろ しみ  
先日私は、話の中で「傷ついた心のたとえ」として、一枚の白い紙をくしゃ  
くしゃにしてしまいました。メモ用紙としては使えますが、もとのきれいな白い紙  
しろう しみ  
には戻りませんでした。あさひぶんかいかんしゅじ やまうち しんご  
朝日文化会館主事 山内 真吾